

国立大学法人滋賀医科大学外国人教師退職手当支給規程

平成 16 年 4 月 1 日 制 定

平成 25 年 2 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人滋賀医科大学に勤務し、退職した外国人教師に対して退職手当を支給する場合の基準は、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 外国人教師が退職したときは、この規程の定めるところにより退職手当を支給することができる。

2 外国人教師が死亡により退職したときは、その遺族に退職手当を支給することができる。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、退職手当を支給しない。

- 一 勤続期間が 3 年未満で退職（死亡による退職を除く。）した場合
- 二 国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則第 41 条第 1 項第 5 号の規定を準用して懲戒解雇された場合

三 外国人教師を退職し、退職の日またはその翌日に再び外国人教師となった場合

(普通退職の場合の退職手当)

第 4 条 第 6 条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1 年以上 10 年 1 年につき 150 分の 60
- 二 11 年以上 20 年以下 1 年につき 150 分の 65
- 三 21 年以上 35 年以下 1 年につき 150 分の 70
- 四 36 年以上 1 年につき 150 分の 65

2 当分の間、退職手当の額は、前項の規定により計算した額に 100 分の 87 を乗じて得た額とする。

第5条 前条に規定する退職手当の額は、勤続期間が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 3年以上 5年以下の者 100分の50
- 二 6年以上10年以下の者 100分の75

(傷病等により退職した場合の退職手当)

第6条 負傷若しくは病気又は死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計数とする。

- 一 1年以上10年以下 1年につき150分の90
- 二 11年以上20年以下 1年につき150分の105
- 三 21年以上35年以下 1年につき150分の120
- 四 36年以上 1年につき150分の105

2 前項に規定する負傷又は病気とは、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）別表第3に掲げる程度の廃疾の状態にある負傷又は病気をいう。

(勤続期間の計算)

第7条 勤続期間の計算は、外国人教師として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の在職期間は、外国人教師となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 第3条第3号に該当するときは、引き続き在職したものとみなす。
- 4 前2項により計算した在職期間に1年未満の端数のあるときは、これを切り捨てる。ただし、在職期間が1年未満で死亡した場合はこれを1年とみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第2条第2項により、退職手当の支給を受ける遺族の範囲及び順位は、別に定める国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程第15条及び第16条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施日の前日において、外国人教師の取扱いについて（昭和44年4月1

6日付け文大庶第251号)により雇用されていた者の雇用期間は、この規程による勤続期間とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。

(退職手当の額に係る経過措置)

- 2 第4条第2項の規定の適用について、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。